

令和7年12月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

### 記

#### 1 開示申出の内容

弁護士職務経験制度の応募事務所数が弁護士会別に書いてある文書（制度開始当初からの分）

#### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和7年10月14日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。

(2) 裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)）。

本件開示申出文書に該当する文書を最高裁判所において取得し、弁護士職務経験を希望する者に配布したが、当該文書は、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、上記の配布をもって、組織内で共有又は保存する必要がないと整理し、廃棄しており、本件開示申出の時点で既に廃棄済みであった。

したがって、最高裁判所には、本件開示申出文書は存在しない。

(3) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張するが、最高裁判所において廃棄したことは上記のとおりである。

(4) よって、原判断は相当である。